

論 説

捜索差押えの特定性の要求に関する アメリカ合衆国連邦裁判所判例の 諸法理とその実情（４）

——「詐欺性充満の法理」を中心として——

太 田 茂

== 目次（第 1 回，49 卷 1 号） ==

（はじめに）

- 1 本研究の問題意識と検討課題・方法等
- 2 第 4 修正を巡る被告人側と検察側との攻防の展開と詐欺性充満の法理の位置付け
- 第 1 章 第 4 修正の特定性の要求に関する一般論と指導的判例の概要等
- 第 2 章 特定性の要求に関する巡回控訴裁判所及び連邦地方裁判所の重要・参考判例
 - 1 令状の特定性を否定し，差押物の排除等を認めた判例（以下第 2 回）

== 目次（第 2 回，49 卷 2 号） ==

- 2 柔軟な判断によって令状が特定性の要求を充たしていたとし，あるいは令状に基づく広汎な差押えを適法とした判例
- 第 3 問題となった事案の令状の記載例
- 第 4 コンピュータ関連の証拠物に対する捜索差押えについて
- 第 5 ラフエイブによる解説の骨子（参考）
- 第 2 章 令状の特定性の要求とその救済に関する主な判例法理
 - 第 1 宣誓供述書による救済の法理
 - 1 令状と宣誓供述書の両文書の物理的一体性と，適切な参照文言の記載による宣誓
 - 2 適切な参照文言の記載による宣誓供述書の包含は必要であるが，物理的添付までは不可欠でなく，宣誓供述書が捜索現場に伴われ（*accompany*），対象物の特定選別のために活用されていれば足りるとする判例
 - 3 2 要件は不可欠の要請ではなく，事案に応じて，何らかの方策によって宣誓供述書が，捜索現場での対象物特定のために実質的に活かされていれば足りるとする判例
 - 4 タウン事件判決とそれによる諸判例の分析

2 比較法学 50 巻 1 号

5 グロー対ラミレズ事件

6 検討

(以下第 3 回)

== 目次 (第 3 回, 49 巻 3 号) ==

第 2 フランクスヒアリング

1 フランクス対デラウエア事件連邦最高裁判例

2 主な判例

第 3 令状の有効部分と無効部分の区別による救済の法理 (部分的無効の法理)

1 部分的無効の法理による救済を認めた判例

2 令状が余りにも包括的であったとして部分的無効による救済を認めなかった判例

3 検討

第 4 善意の例外による救済の法理

1 連邦最高裁判所の指導的判例の概要

2 特定性の要求に関連した善意の例外法理の下級審における適用事例

第 3 章 詐欺性充満の法理の判例形成過程とその概要

第 1 検討の方法等

第 2 「詐欺性充満」の概念の判例法における登場・生成過程の概要等

1 各判例の内訳等

2 詐欺性充満の概念が判示中に現れる連邦最高裁判例

3 非刑事事件における詐欺性充満の概念の用いられ方

(以下第 4 回)

== 目次 (第 4 回, 50 巻 1 号) ==

第 3 搜索差押えに関する指導的判例が示す詐欺性充満の法理の内容と適用の諸相

1 検討の視点

2 本法理を示し, これを適用した重要・指導的判例

(1) 巡回控訴裁判所の判例

ア ブライアン事件

イ ナショナルシテイトレーディング社事件

ウ 50州流通会社事件

エ アカルド事件

オ カイル事件

カ ソイヤー事件

キ クنز事件

ク ポスタルサービス事件

ケ オロイド事件

コ ファロン事件

サ ルード事件

シ ジョンソン事件

ス スミス事件

(2) 連邦地裁の主な判例

- ア SGS 社事件
 - イ ダミーコ事件（再掲）
 - ウ ホルナゲル事件
- 3 本法理適用を検討し、これを否定した重要・指導的判例
- (1) 連邦巡回控訴裁判所の判例
 - ア ハワイセンターアートギャラリー事件
 - イ カウ事件
 - ウ SSD 社事件
 - (2) 連邦地方裁判所の判例
 - ア バーク事件（再掲）
 - イ ヒッキー事件
 - ウ ビラー事件（再掲）
 - エ ツエムリャンスキー事件（再々掲）
- 4 小括と結語
- (1) 詐欺性充満の法理の生成定着過程について
 - (2) 詐欺性充満の法理の内容等について
 - (3) 結語

=完=

第3 搜索差押えに関する指導的判例が示す本法理の内容と適用の諸相

1 検討の視点

「詐欺性充満」という概念は1910年代以降の古い判例にもしばしば登場するが、これらは、刑事ではなく民事その他の様々な争訟事件において用いられており、刑事事件の古い判例にこの概念は登場していなかった。

しかし、1980年初頭から、この概念が複雑大規模事件における広汎な搜索差押え、殊に個々の対象物の特定が困難な場合の多量の証拠物の包括的差押を許容する、第4修正の特定性の要求の例外法理として用いられるようになった。それらが、前記の合計74件の判例であり、巡回控訴裁判所の判例31件（本法理適用を肯定したもの19件、否定したもの12件）連邦地方裁判所の判例43件（本法理適用を肯定したもの30件、否定したもの13件）である。以下に、これらの判例の中から、他の判例でも頻繁に引用されるなど、重要で指導性が強いと思われるものを中心に整理検討を行う。

2 本法理を示し、これを適用した重要・指導的判例

(1) 巡回控訴裁判所の判例

ア ブライアン事件 United States v. Brien 617 F 2d 299 (1th Cir. 1980), cert. denied, 446 U.S. 919 (1980)

本件は1980年2月の判例であり「permeated with fraud」という用語とはやや異なる「pervasive scheme to defraud」「solely and entirely, a scheme to defraud」の表現が用いられているため、前記の138件の検索判例には含まれていない。しかし、その内容はまさに本法理であり、本判決は、その後、同年8月のナショナルシテイトレーディング事件、50州流通会社事件(1983年)、アカルド事件(1985年)、ソイヤール事件(1986年)など多くの判例の中で引用され、詐欺性充満の概念が特定性要求の例外法理として用いられるようになった嚆矢として重要な指導性を有する。

(ア) 事案の概要

被告人ブライアンらが経営するロイド・カー社は、1976年にボストン市で設立され、合衆国内でロンドンの先物取引商品を販売しており、被告人らはマサチューセッツ連邦地裁で先物取引の詐欺とメール・ワイヤフロードで有罪とされ、第一巡回控訴裁判所に控訴したが、その中で、会社のほとんど全ての記録類等を差し押さえた令状は相当な理由も特定性も欠いた無効なものだと争った。

ブライアンらは、多数の従業員を雇い、先物商品販売のボイラールームセールス⁽¹⁾を実行していた。雇われた者は数日間電話によるセールステクニクの訓練を受け、成績次第の高い報酬と解雇を含む厳しいペナルティの飴と鞭により1日1人100件以上の電話勧誘などのノルマを課せられ、1か月で15万5000回以上の勧誘により1000人以上に商品を売りつけていた。勧誘の手口は、巧妙なマニュアルによる大幅な利益やリスクが極めて高いにもかかわらず低リスクであるなどの虚偽の告知、市場調査に年間100万ドルも投じたと称しながら数名のパートタイム職員による僅かな調査しかしていないことなど詐欺的商法であり、これによって、1100人の商

品購入者のうち、利益を得たのは僅か3パーセントの33人のみで、83パーセントの顧客は投資の全てを失うなど膨大な損失を発生させたため、250人の顧客から被害の告発がなされた。

商品先物取引委員会の捜査官は、これらの状況について、75人の顧客、20人の元従業員等からの聴取等により本件販売が虚偽の告知等によるボイラールームオペレーションであることなどを記載した宣誓供述書を作成し、同社事務所に対する搜索差押令状を請求して発付を受けた。令状には「同社の銀行記録、現金出納帳、商品購入記録、顧客への販売マテリアル、従業員への支払い記録、顧客管理記録、販売訓練資料、顧客リスト」の8項目が対象物として記載されていたが、これらは同社の業務記録のほとんどすべてを網羅しており、これに基づいて同社の業務記録のほとんどすべてが差し押さえられた。

(イ) 判決の骨子

本判決は、以下の判示(骨子)をしてブライアンらの主張を退け、有罪判決を維持した。なお本判例は、証拠排除の申立適格についても詳細な判示をしている。

「ボイラールームオペレーション⁽²⁾とは、本質的に、多数のセールスマンにより、顧客に対し、電話やダイレクトメールで、顧客のニーズへの適合性を考慮せず、重要な情報も開示せずに株を購入するための決断を急がせて集中的に販売キャンペーンを行うことをいう」

「宣誓供述書によれば、同社の業務は、すべて、完全に、郵便や電話により詐欺を実行するスキームであったと信ずることができる。250人の顧客の告発は、氷山の一角 (tip of iceberg) にすぎない⁽³⁾」

(1) (2) ボイラールームセールス(オペレーション)という概念はしばしば判例の中に登場し、そのような事案では本法理の適用が肯定されている。ウェブスターの新国際辞書3版は、ボイラールームを「多数の電話機を備え、実際は価値のない株式を、強い圧力をかけて販売するために設置された部屋」と定義している。

(3) この「tip of iceberg」という表現はその後の判例でしばしば用いられ、本法

「捜査官が何を差し押さえるべきかについて自ら判断する必要がないよう正確に記載されていれば、詐欺のための蔓延的なスキームが存在したと認められる相当な理由がある場合、企業のすべての業務記録の差押えが許容される (where there is a probable cause to find that there exists a pervasive scheme to defraud, all the business records of an enterprise may be seized, if they are accurately described so that the executing officers have no need to exercise their own judgment as to what should be seized)」

「本件で、裁判官に示された事実は、会社のオペレーションが、専ら、かつ完全に郵便や電話を用いることによる詐欺のスキームであったと強く信じさせるものであった」

なお、本判決は、ラフアイエットアカデミーやクラインを引用し、これらの事案では、合法的な業務の中に犯罪行為が含まれていたものであり、本件のように業務全体が詐欺のスキームの遂行そのものである事案とは異なると指摘している。

イ ナショナルシテイトレーディング社事件 National City Trading Corp. v. United States 635 F 2d. 1020 (2th Cir. 1980)

(ア) 事案の概要

ニューヨーク南部地区連邦地裁が差し押さえられた証拠物の返還申立てを棄却したことに対する政府の第2巡回控訴裁判所への控訴事件であり、本法理の適用を認めて原判断が維持された。

ナショナルシテイトレーディング社は、社長の被告人ガービと顧問弁護士である被告人サンズとその各配偶者が全株を保有する投資会社で、同社とサンズの法律事務所は同じオフィスビルで明確な仕切りはなく、法律事務所の図書室がボイラールームとして使用されて6台の電話機が置かれ、数人の従業員らが全米の顧客に対して銀などの相場取引等の詐欺商法を行っていた。同社は様々な手口で顧客から法外な手数料や投資を得た上、必

理を肯定できるためのキーワードとなっている。

要な償還にも応じなかった。顧客とのトラブルが生じた際にはサンズが対応に当たっていた。数十人の顧客から被害の告発を受け、FBIがおとり捜査官を用いるなどして捜査を進めた。

それらの捜査結果の宣誓供述書に基づいて商品先物取引に関する詐欺やメール・ワイヤーフロートの嫌疑により、同社と法律事務所への搜索差押令状が発付されたが、搜索に際し、捜査官の指導者が、25人の捜査員に対し「会社事務所はサンズの法律事務所の中にあり、サンズは顧問弁護士である。事務所の全域を搜索することは許されるが、サンズの一般的な弁護士業務を妨害することのないよう最大限の努力をするべし」とのメモランダムを交付し、検事補も具体的配慮事項を指導するなどして、事件と関係のない弁護士業務の記録等が搜索差押えを受けないよう配慮がなされ、搜索着手後、サンズが立ち会うまでは搜索を開始せず、閉じられたファイルは見分せず封印するなどの配慮もなされていた。被告人らは、令状は対象物の特定が不十分で弁護士業務の特権も犯しているなどと主張して差押物の返還を申し立てたが、地裁はこれを却下した。

(イ) 本判決の骨子

本判決は、以下の判示（骨子）をして、地裁の判断を維持した。

「本件の主な争点は、犯行がなされた会社事務所が弁護士事務所の中に設けられており、その境界が明確でない場合に、会社事務所に対する令状によって特権のある弁護士事務所の業務記録などを搜索差押えが許されるか、という点であった。弁護士事務所の搜索は、弁護士の業務に無用の妨害を及ぼさないよう特に配慮されなければならないが、差し押さえられるべき物がその事務所内に存在することが合理的に疑われる場合には搜索は許される。」

「(ブライアンを引用し) 本件では会社の業務は詐欺性が充満していた。したがって、捜査官は令状に記載された会社のすべての業務記録を差押えることができる。」

ウ 50州流通会社事件 United States v. The Offices Known as 50 State Distributing Co. 708 F. 2d 1371 (9th Cir. 1983), cert. denied, 465 U.S. 1021, 79 L. Ed. 2d 677, 104 S Ct. 1271 (1984)

(ア) 事案の概要

ネバダ州連邦地裁が、搜索差押令状が第4修正の特定性の要求を充たしていなかったなどとして差し押さえられた証拠物の返還を命じたことに対する政府の第9巡回控訴裁判所への控訴事件であり、本法理の適用を認めて原判断が破棄された。

50州流通会社は、全米の企業等に対し、ボールペンなど様々な宣伝商品を提供する会社であったが、ポイラールームセールスによる虚偽説明の手口で粗悪品を販売するなどして全米的に被害を与えていた。多数の被害申告を受けた郵政捜査官が捜査を開始し、被害者からの申告内容のほか、捜査協力者をおとりとし、1週間にわたって同社で販売手口の訓練を受けさせて内部状況を探らせた。これらの捜査により、7、8名のセールス担当者が、顧客への電話勧誘で「ダイヤモンドなどの高価な景品に当選したが、それを取得するためには一定の同社の商品を購入することが条件である」と虚偽の勧誘を行い、郵便送金でその代金を支払わせ、実際には、何も送付しないか、ブランド名を不正に用いた粗悪で無価値な商品を送付しているなどの犯行状況を把握し、これらを宣誓供述書に記載した。また、宣誓供述書には、従業員らが、販売手口の資料を個人のブリーフケースなどに隠匿し、事務所を出るときにはそれを持ち出していることなども記載されていた。

捜査官は、同社のラスベガスの事務所とそこに存在する「全ての者」を対象とする搜索令状を取得したが、令状には差押えの対象物として「多数の継続した (numerous ongoing) メールフロード、仮名使用とそれらの共謀の罪に関する、販売手口の資料、送り状、注文フォーム、書籍、帳簿、宣伝物、郵便送金関係書類等」の15の類型が列挙されていた。搜索は、朝9時から43人の捜査官が従事して開始され、会社事務所には300人以上の

従業員が現在していたため、捜査官は従業員全員を拘束 (detain) し、全従業員の退去や無断でのトイレ入室、外部への架電を禁止し、全従業員に身分を確認させて写真を撮影し、ある女性従業員については、女性捜査官がトイレに連行して、ブラジャーの中などまで身体を搜索 (地裁はこれを裸体搜索 (strip search) と表現) するなどし、膨大な証拠物を差し押えた。対象物の令状の該当性の判断は抜き取り検査のみで行われた。

被告人らは、この令状は過剰に広汎な一般令状であり、執行も過剰で違法であったと主張し、地裁は「本件令状は、第4修正の要求を充たさない一般令状であり、捜査官は同社やその従業員の一部の憲法上の権利を踏みにじった (roughshod)」として、返還を命じた。

(イ) 本判決の骨子

本判決は、令状の特定性の要求について、一般令状の禁止や、対象物該当性の判断は令状を執行する捜査官の裁量には委ねられてはならないこと等の原則を、マロン、アンドレセンなどを引用しつつ、以下の判示 (骨子) をして政府の主張を容れ、地裁の判断を破棄した。

「令状は広汎であったが、被告人の全業務 (entire operation) に詐欺性が充満している場合には適法とされる」

「令状は異常に広汎 (extraordinary broad) であったが、搜索差押えの範囲は、詐欺の証拠となると思われる業務記録と、そうでないものとを分離 (segregate) するための、より以上の特定の記載が不可能であったため、許容される。更に、搜索は困難であり、搜索差押えは、司法の良心 (judicial conscience) にショックを与え、そのような搜索を無効にするほど、個人のアメニテイに対する過度の軽視の下に執行されたものではなかった」

「本件令状は、捜査官に裁量までは付与していない。搜索は異常に広汎であり、その意味では『一般的』であったが、本件の具体的な状況の下では適法である。同社の全業務に詐欺性が充満していると信ずるに足りる相当な理由があり、詐欺の証拠物となるものとそうでないものを分離するこ

とは不可能であった（ブライアンの「氷山の一角」の判旨を援用）」

「300人の従業員に対する規制は、秩序ある搜索執行のため必要であり、一部で無関係な物を差し押さえたり、一部で従業員が侮辱等を受けたりしていたとしても、それは個別の救済措置が可能であり、そのような事実があったからといって令状とその執行自体が違法とされるべきではない」

エ アカルド事件 *United States v. Accardo*, 749 F. 2d 1477 (11th Cir. 1985)

(ア) 事案の概要

フロリダ州南部地区連邦地裁の証拠排除命令に対する第11巡回控訴裁判所への控訴事件である。労働組合との契約により労働者の健康管理業務を請け負っていた C & A 社は、関連会社のピンクカード社及びフオーチュンサービス社を介して労働組合の幹部に恒常的にリベートをキックバックしており、シカゴとフロリダの FBI 当局が捜査を開始した。この嫌疑により、捜査官は、C & A 社ら 3 社の事務所に対し、令状により広汎な搜索差押えを実施し多数の証拠物を差し押さえた。同社らは、令状が過剰に広汎であったとして証拠排除を申立て、地裁はこれを認めて証拠を排除した。政府は、本件のキックバックスキームには詐欺性が充満していたので、広汎な令状は適法であったことや令状が適法であったと捜査官が合理的に信頼できていたとして善意の例外法理の適用を主張して控訴した。

(イ) 本判決の要旨

本判決は、次の判示（骨子）をして、本件スキームには詐欺性が充満していたことを認め、善意の例外法理が適用され得る事案であるとし、善意の例外法理適法の判断のためにヒアリングが必要であるとして地裁の排除命令を破棄し、差し戻した。

「(50州流通会社事件, ブライアン, ワグノーを引用し) 広汎な令状は、業務に詐欺性が充満している場合には有効である。本件の宣誓供述書は、関係会社の業務に詐欺性が充満しており、ピンクカード社らは偽りの会社 (sham corporation) であり、2社をキックバックの導管 (conduit) とし、幹

部らが大規模に関与してキックバックを実行している完全な詐欺のスキームであったことを示している」「このような複雑な財政的詐欺事件は、しばしば『ペーパーパズル』と言われ、第4修正の特定性の要求についてはより柔軟な解釈により正当化されてきた」

「令状が『会社の全ての記録類 (all corporate records)』の差押えを許容することは、連邦最高裁が、善意の例外法理の適用の例外とする「表面上欠陥がある場合」ということに反するものではない⁽⁴⁾」

オ カイル事件 United States v. Kail, 804 F. 2d 441, 445 (8th Cir. 1986)

(ア) 事案の概要

ミネソタ州連邦地裁の有罪判決に対する第8巡回控訴裁判所への控訴事件である。

被告人カイルはコイン・切手ギャラリーの社長であり、希少コインの多数の投資家に対し、実価格よりも遥かに高額な詐欺商法により販売していたため苦情が殺到し、被害者7人の告発により郵政監察官が捜査を開始した。宣誓供述書には、不当に高額でコインを売りつけられたり商品返却を拒まれた客数名の供述、顧客から膨大な苦情を受けていたとの元従業員供述などが記載され、詐欺商法のためのメールフロードの嫌疑が記載されていた。発付された会社事務所に対する搜索差押令状の対象物は、20数個の証拠の品目を5つのカテゴリーに分けた広汎なものであり、その執行によりカイルの妻が作成していた販売コミッションの帳簿やコインの実価格の記録等の他、数千点のコインの現物が差し押さえられた。これらの捜査で起訴されたカイルは令状が特定性を欠いて違憲であると主張し、押収され

(4) この意味は、令状に記載された対象物が極めて広汎で多岐にわたる場合には、通常、その記載自体から対象物の特定性が欠けているとして表面上欠陥がある「facially deficient」とされがちであるが、詐欺性が充満していると認められる事案においては、このような広汎な記載であっても表面上欠陥があるということにはならないということであろう。このように、本法理は、善意の例外法理の適用の可否の判断にも関係する場合がある。

た証拠物の排除を申立てたが棄却され、メールフロードの罪で懲役7年の判決を受けたため控訴した。

(イ) 本判決の骨子

本判決は、一般的搜索禁止の原則についてクーリッジやゲイツを引用して「令状は、宣誓供述書に記載された、禁制品や証拠物が特定の場所で発見されるかなりの可能性について全状況を前提として、実際の常識的な判断によって発付されるべきである」とし、ワグノーなどを引用して「特定性の程度については柔軟で、状況や品目のタイプにもよる」としつつ、次の判示（骨子）をして原判決を維持した。

「本件における令状は、コインスタンプギャラリーのほとんどすべての業務記録の押収を許容するものであり、その意味では広汎なものであるが、本件の具体的事情の下では許容される。なぜなら、業務の全体に詐欺性が充満していたと信ずる相当な理由があったため (since there was probable cause to believe that fraud permeated the entire business operation)、詐欺の証拠となる物とそうでないものを区分する、より特定の記載は不可能であった」

カ ソイヤー事件 *United States v. Sawyer* 799 F. 2d 1494 (11th Cir. 1986)

(ア) 事案の概要

フロリダ州南部地区連邦地裁の有罪判決に対する第11巡回控訴裁判所への控訴事件である。商品先物基金 (commodity pool) を運営する会社社長の被告人ソイヤーらが、多数の投資者に対する詐欺、メール・ワイヤーフロードの罪で起訴された。ソイヤーらは、真実は基金がほとんど損失していたにもかかわらず、リスクが低く利益が上がるとの触れ込みで、120人もセールスマンを使ったボイラールームオペレーションにより、膨大な数の顧客に投資を勧誘して損失を与えていた。

事務所に対する搜索差押令状は、膨大な被害者のうち、25名からの被害申告内容等の捜査結果が記載された宣誓供述書に基づいて発付され、合衆

国法典18編の該当条文、先物取引規制法違反の該当条文を掲げ、対象物として「銀行記録」に始まる数十のカテゴリーが記載されていた。これにより事務所内の大量の記録物が差し押さえられたため、ソイヤーは過剰に広汎な令状による一般的な探索で違法であったと主張したが、原判決はこれを退けて有罪とした。

(イ) 本判決の骨子

本判決は、アンドレセンの「ジグソーパズル」の判旨やブライアンの「ボイラールーム」の定義、アカルドなどを引用しつつ、以下の判示(骨子)をして原判決を維持した。

「宣誓供述書には、25人の被害者についての事実が記載されているが、令状で差し押えるべき物の範囲は、これらの事実のみに限定されない。宣誓供述書は、多数のセールスマンによって虚偽説明や繰り返され、事実の隠べいがなされていたことを示しており、これらの事実はボイラールームオペレーションに該当し、詐欺性が充満し、そのような詐欺は、宣誓供述書に記載された25人の被害者のみでなく、全ての顧客に及んでいたと認められる」

「搜索の規模の大きさ (magnitude) は、憲法違反の理由とはならない。令状に記載された品目の物を検索し、差し押さえるために合理的に必要な限りの範囲において許容される。その合理性は、捜査されている犯罪の複雑さや、個々の証拠が詐欺の証拠となる記録を含んでいるか否かを判断することに困難さがあるか否かにもよる。本件では、捜査官は、執行する者に対し、私的な記録物は差し押さえないよう指導していた。また、搜索の間、捜査官は、差し押さえられた物をレビューし、一定の物は会社に属しないと判断してその場所に残した。差し押さえられた物は、詐欺性が充満したスキームを解明するために用いられ得るものであった。したがって第4修正違反はない」

キ クنزズ事件 Williams v. Kunze 806 F. 2d 594 (5th Cir. 1986)

(ア) 事案の概要

テキサス州北部地区連邦地裁が、差押物の返還や証拠排除等の申立を棄却したことに對する第5巡回控訴裁判所への控訴事件である。被告人ウィリアムズが副社長として經營する脱税コンサルタント業のWCM社は、ケイマン諸島との海外取引を利用した利益隠しを行っていたが、IRSのクンズ捜査官が、おとり捜査などによって嫌疑を掴み、WCM社のオフィスに對し広汎な搜索差押えを実施した。令状には、対象物として、8つのカテゴリーを掲げ、各カテゴリーには「令状に伴う宣誓供述書に記載されたスキームを遂行するための合衆国居住の人とケイマン諸島等の人との間における記録、通信」などと記載するなど更に詳細な品目が記載されていた。これに基づき、14名の捜査官が7時間半にわたってオフィス内を搜索し、5万ないし6万点の証拠物を押収したが、その内85パーセントが顧客ファイルであった。

被告人は令状の特定性に関し、①令状は過剰に広汎な一般令状である、②宣誓供述書は海外活動に関する証拠物についての差押の相当な理由は示したかもしれないが国内の活動や個人的な物に関する顧客のファイルやその他の記録の差押えの根拠を示してはいない、③捜査官は搜索開始時に宣誓供述書のコピーを持参していない、④宣誓供述書は、事実の重大な見落としにより作成されたので、フランクスヒアリングの機会が与えられるべきであった、などと主張して証拠物の返還等を求めた。

(イ) 本判決の骨子

クーリッジ、マロン、ウェブスターの一般論を援用した上、以下の判示(骨子)をして原審の判断を維持した。

「本件の令状は一般令状ではない。単にすべての業務記録を差し押さえるとの令状は一般令状であるが、令状が特定の犯罪に関する具体的に記載された記録の差押えを許容する場合、組織の全業務記録が、事実上それらの記録に該当するのであれば、差押えは許される。本件の令状は差し押さ

えるべき物の品目 (item) を、捜査官の裁量に委ねない程度に十分に特定している。令状は、対象物を 8つのカテゴリーに区分し「令状に付随する宣誓供述書に具体的に記述されたスキームの推進」としての活動が記録された物に限定している。WCM 社の大半の業務記録は顧客のファイルである」

「(50州流通会社事件, ジェイコブ, プライアンなどを引用し) 全ての業務が単に詐欺のスキームである場合 (entire business was merely a scheme to defraud), 又はすべての業務記録が証拠となり得る場合 (all the records of a business are likely to constitute evidence) には, それらを包括的な用語で記載して差し押さえることを認める令状は第 4 修正の特定性の要求を充たす」

ク ポスタルサービス事件 *United Postal Service v. C.E.C. Services*,
869 F. 2d 184 (2d Cir. 1989)

(ア) 事案の概要

ニューヨーク州西部地区連邦地裁が証拠物の返還の申立を棄却したことに対する第 2 巡回控訴裁判所への控訴事件である。

被告人 C.E.C 社は、ニューヨークに事務所を置き、カナダでの宝くじについて多数の客に電話勧誘し、これに応じた客に郵便を出す商法を行っていたが、連邦の法令では宝くじについて郵便を利用することは違法であった。連邦の郵政局は、13000通もの郵便のインターセプト等の捜査を行い、これらに基づいて同社事務所への搜索差押えを行った。令状には対象物として, 12のカテゴリーを掲げ, 各カテゴリーに「業務・人事・財政記録」「メモ, メッセージ, 電話帳, 投票集計表, 販売日計表を含み, これに限られない全ての郵便又は電話の記録」「全ての電話及びインストールされた電話装置」などと細かな品目を掲げた上, 「添付された宣誓供述書に記載された業務を行う, すべてのオペレーションや勧誘担当者に関する物」と末尾に記載されていた。この令状により相当な量の記録や設備類が差し押さえられたが, 搜索場所で行われていた業務はすべて宝くじの販売に関するものであった。

この令状はカテゴリと各カテゴリ品目の列挙的記載の典型例であり、令状記載の対象物（骨子）は下記のとおりである。

「ここに挙げる（当該）組織の業務、人事、財政記録で

- 勧誘担当者、電話担当者、事務担当者の雇用に関するすべての記録
- 顧客の氏名及び住所、支払、支払の受領、メモ、ノート
- 合衆国郵便と通信用の切手、封筒
- 取引明細書、小切手、小切手帳、預金入金張を含み、かつこれに限られない、当該組織のいかなる預金関係記録
- 給与、水道光熱費、賃料、電話料金等を含み、かつこれに限られないいかなる支払関係書類
- メモ、メッセージ、電話張、データ集計用紙、販売日計表を含み、かつこれに限られないいかなる郵便又は電話記録
- 当該組織のいかなる従業員による電話販売による勧誘宣伝関係の資料
- ニューヨーク州又は全米における販売勧誘についての認可又は登録関係書類
- 当該組織と、他のいかなる組織等との間の、宣伝広報、商品・サービス、金銭のやりとりに関する契約又は合意の記録類
- すべての電話とインストールされた電話設備
- 添付の宣誓供述書に記載された、当該組織と販売勧誘のオペレーションと機能に関連する全ての物

被告人は、この令状が第 1 修正及び第 4 修正に違反すると争ったが、原審はこの主張を退けた。

(イ) 本判決の骨子

本判決は特定性の要求に関する争点について以下の判示（骨子）をして原審の判断を維持した⁽⁵⁾。

(5) 本件の令状は、ラフアイエットアカデミー、カードウェル、スピロトロで違法とされた令状に匹敵する広汎なものであるが、本法理の適用が認められた事

「本件の宣誓供述書は、CEC社の全ての業務が連邦法に違反し、電話商
法や郵便商法が宝くじに関するものであることを示していた」

「宝くじに関する電話や郵便と、それに関係しないものとを区別するこ
とは実際上不可能であった」

「犯罪行為が業務の全体に充満しているとき (the criminal activity pervades
that entire business) には全ての記録の差押が認められ、令状の広汎な文言
は特定性の要求に反しない」

ケ オロイド事件 United States v. Oloyede, 982 F. 2d 133 (4th Cir.
1992)

(ア) 事案の概要

ヴァージニア州東部地区連邦地裁の有罪判決に対する第4巡回控訴裁判
所への控訴事件である。

被告人オロイドはナイジェリア人のタクシー運転手であるが、同胞の
移民帰化申請を支援する組織を運営しており、被告人クーパーは弁護士
で、ナイジェリア人とエチオピア人の多数の不法在留者等のため虚偽の移
民帰化申請業務を行っていたが、オロイドが虚偽の雇用証明書等を依頼
者に売りつけてクーパーに虚偽の移民帰化申請手続を委託していた。クー
パーの依頼者の8人の外国人が虚偽申請の罪で逮捕されたことから同局の
捜査官が捜査を進めたところ、協力者からの情報でオロイドとクーパー
の違法な手続の手口等が明らかとなったこと、クーパーが手続を行った25
人の外国人の申請が虚偽であったこと、クーパーの事務所のドアには「移
民帰化専門」と表示されていたことなどが判明し、これらの状況を記載し
た宣誓供述書によって、クーパーの事務所に対する搜索差押令状が発付さ
れた。その令状は対象物として、クーパーの事務所の全てのファイルが記
載され、虚偽の移民帰化申請に関するものの限定はなされておらず、これ
によって事務所の全ファイルが差し押さえられた。クーパーは、この令状

案ではこのような広汎な令状であっても無効とされないことが理解できよう。

が過剰に広汎であり、無効であることや弁護士への依頼者に対する守秘義務の特権をも侵害するもので違法であると争ったが、原審はこれを退けて有罪とした。

(イ) 本判決の骨子

本判決は、特定性の問題等に関し、クーリッジ、ベントレスカ、ジェイコブ等を引用しつつ、以下の判示（骨子）により本法理の適用を肯定して原審の判断を維持した。

「宣誓供述書には、オロイドとクーパーの虚偽申請の手口が具体的に示されており、捜査官は、クーパーに依頼して虚偽の申請をした外国人26人から申請記録の提出を受けてこれを検討したところ、その全てに虚偽の資料が含まれていた」

「クーパーが取り扱っていた事件はそのほとんどが移民帰化申請事件であり、その他の事件は僅かなものに過ぎず、裁判官は、これらの事件に詐欺性が充満していると認めることができた。～業務に詐欺性が充満している場合には全ての記録の差押が許容されるが、そのためには、業務活動のすべてについて詐欺性があると認められる必要はなく、それらの詐欺的活動が『氷山の一角』であると推認されれば足りる」

「本件では、記録の中に、合法的なものとして違法な申請の業務と区分が可能な部分もなかった」

コ ファロン事件 United States v. Falon, 959 F. 2d 1143 (1th Cir. 1992)

(ア) 事案の概要

被告ファロンの自宅アパートから差し押さえた証拠物を排除したマサチューセッツ連邦地裁の命令に対する第一巡回控訴裁判所への控訴事件であり、個人の住居に対する捜索にも本法理が適用されることを判示した重要判例である。

ファロンらは、実体のない「オリオン社」「トリニティホールディングズ」の会社名を用い、多数の被害者に、オリオン社には数百万ドルの資金

があるのでこれを融資するとし、手数料はこれ限りであるとして前納させた後、融資は自己資金からでなく他からの融資を斡旋するものであり、そのためには融資額の1パーセントが更に手数料として必要であると話を換え、解約して手数料の返還を求めた者にはこれに応じず、1パーセントを追加で払った者に対しては1件も融資の斡旋を実現しないという手口で多額の金員を詐取していた。ファロンは車の登録に虚偽のソーシャルセキュリティナンバーを使用し、ウォールストリートジャーナルに掲載された会社の電話番号は被告人が掲載当日に賃借を開始したアパートのものであり、業務の記録は全てアパート内に保管していた。ファロンはメールフロードやワイヤフロードの罪で起訴された。

FBIは、2500万ドルの融資の申込者など5人の被害者の被害供述に加え、他にも25人の被害者がいることなどを記載した宣誓供述書により発付された令状でファロンの豪華なアパートの居室を搜索し6箱分の証拠物を押収した。令状には、1989年10月1日以降1991年1月7日までのファロンやオリオン社らに関する「被融資者のファイル」に始まり、コンピュータ関係のあらゆるハード・ソフトの機器類等の18のカテゴリーにそれぞれ品目を列挙した別紙が添付されていたが、宣誓供述書は、その内容は令状に取り込まれておらず添付もされていなかった。

ファロンは、本件令状は過剰に広汎であったとして差押物の排除を申し立てた。政府は、ブライアンの「ボイラールームオペレーション」がファロンが自宅アパートで行っていた業務に当てはまるとして本法理による救済を主張した。しかし地裁は、①同法理が適用されるためには、詐欺的なプラクティスとその組織が関わる実質的に唯一の業務でなければならないが本件で政府はそれを示す証拠を提出していないこと、②ブライアンの判旨は組織についてのみ妥当するものであり、個人について同法理が適用されるためには個人の生活の全てが詐欺の遂行に向けられていることが示されなければならないが、本件ではそのような意味で被告人の生活に詐欺性が充満していたと政府は示せていなかったこと、を理由として同法理の適

用を否定し、排除を認めた。

(イ) 本判決の要旨

本判決は以下の判示(骨子)をして、令状記載の18項目のカテゴリーのうち一部については本法理の適用を認め、差押えは有効として原審の判断を破棄し、その余の部分については、原審の判断を維持した。

「オリオン社ら2社には実体はなく(phantom entities)、会社名義の銀行口座には数百ドルの預金しかなく、会社事務所の電話はファロンの住居アパートの電話であった」

「宣誓供述書は、ファロンのアパートで詐欺行為が繰り返されていたことを示しており、他に何らかの合法的業務がなされていたと窺わせるものはない」

「ブライアンにおいても、ロイドカー社には他の支店もあり、そこでは合法的業務がなされていたことが認められるが、ボイラールームオペレーションがなされていた事務所での詐欺性充満が認められたのでその搜索は適法とされた。したがって、本件でファロンが本件アパート以外の場所で行っていた活動は、詐欺性の充満についてほとんど意味を持たない。本件でファロンのアパートで行われていた業務には詐欺性が充満しており、そこでの全記録の差押えは許容される」

「ブライアンの判旨が組織でない個人には及ばない、との考えはとれない。詐欺行為が会社ではなく個人によってなされたからといって「全記録」の差押えから免れるという言い訳は許されない」

「しかし、詐欺行為が、本件のように個人の住居で行われていた場合には、「全記録」の法理の適用には慎重な配慮が必要である。そのためには、①個人の生活が詐欺行為のみによって成り立っており(entire life is consumed by fraud)、その住居で発見される物がすべて差押えの対象であることが特に示されるか、②その証明がない場合には、「全記録」の差押えの対象は、事件と無関係の私的な物と区別できるよう嫌疑のある犯罪行為に十分に関係したものでなければならない」

「これを踏まえると、令状に添付されたリストの18カテゴリーのうち「被融資者のファイル」「ローンに関連する通信、メモ、記録類」等の品目については、詐欺の嫌疑に関係する物であることが明らかであるが、「小切手帳」「電話記録」「カレンダーや日記」等のカテゴリーについては、詐欺に関係する物を区別するための明示的な限定ができていないので、これらの部分については特定性の要求を充たしていない」

「本件のような事案への解決手段は、全面的な排除ではなく、一部の排除が適切である」

サ ルード事件 United States v. Rude, 1996 U.S. App. LEXIS 23601
(9th Cir. 1996)

(ア) 事案の概要

ワシントン州西部地区連邦地裁の有罪判決に対する第9巡回控訴裁判所への控訴事件である。被告人ルードらはNPI社を営み、スイスの銀行に口座を設け大きな利益が得られるなどと欺罔して巨額の投資詐欺を働いており、数百万ドルの詐欺やマネロンの罪で有罪とされた。捜査官は、NPI社の事務所を搜索場所とし、詐欺のスキームが開始された1992年5月以降に限定し、業務記録、銀行記録等の10数個の広汎な品目を掲げ、被告人やその経営する会社の「詐欺とマネロンに関連する」物を対象物とし、これにより多数の証拠物が差し押さえられた。ルードらは、この令状が過剰に広汎であり無効である上、1992年以前の記録類も差し押せられた物に含まれていたことから、差押えは違法であり、証拠は排除されるべきだと主張して控訴した。

(イ) 本判決の要旨

本判決は以下の判示(骨子)をして、本件の差押は適法であったとして有罪判決を維持した。

「本件の令状は、対象物の期間や、対象の人物、会社を特定し、差し押さえられるべき物を合理的で正確に説明しているのみならず、捜査官は全ての物を差し押さえたのではなく多量の物を差し押さえず残していたなど

に照らせば、特定性の要求を充たしていた」

「(50州流通会社事件を引用し) 更に、被告人の業務には詐欺性が充滿していたことが認められ、このことも差押えが適法であったことを増強(bolster) する」

なお、令状の記載の対象外である1992年5月以前の物も差し押さえたことについては、令状の適法な執行中に、対象外の記録類についても、少なくともそれが対象物に該当するか否かの判断のため、短時間熟読すること(brief perusal of documents)は許され、その過程でそれらの記録類が他の犯罪の有罪を示す証拠であることが明らかになった場合、プレインビュー法理が適用できるとした。本件では、捜査官は令状の根拠となった犯罪の以前にも他の犯罪が犯されていたことを知っていたことから、同法理の適用の可否について詳細な検討を加えたが、本件ではそれが可能といえないとしつつ、その違法性は実害のない程度のものであるとした。

シ ジョンソン事件 *United States v. Jhonson*, 1997 U.S. App. LEXIS 5434 (2th Cir. 1997), *United States v. Jhonson*, 886 F. Supp. 1057 (W.D.N.Y. 1994)

(ア) 事案の概要

一審がニューヨーク州西部地区の連邦地裁、控訴審が第二巡回控訴裁判所であるが、一審の判決がより詳細な判示をしているので、併せて紹介する。

被告人ジョンソンらの営むエンヴィロテック社は3つの関連会社を含めた4社でニューヨーク州に事務所や廃棄物の保存・投棄場所を設置し、環境保護局に虚偽の申請等をするなどして長期間にわたり資源保存回復法に違反する有害な廃棄物を保存、投棄していた。環境保護局の捜査官は、4社に係る不法投棄等の嫌疑で、2通の令状により、会社のオフィスや保存・投棄場所を搜索場所とし、広汎なカテゴリーを掲げ、1982年以降1989年9月までの「4社のいかなる記録類の全て」を対象物として広汎な搜索差押えを実施した。これらの捜査によりジョンソンらは21の訴因で起訴さ

れた。ジョンソンらは事務所等への搜索差押えの令状が過剰に広汎であったとして公訴の棄却や差押物の排除を申し立てたが、政府は本件には詐欺性が充満していたと反論した。

(イ) 判決の要旨

地裁は詳細な判示(骨子)をして、本法理の適用を認め、申立てを棄却した。

「令状は広汎ではあったが、被告人らの4社のビジネスには詐欺性が充満していたので憲法に反するほど広汎ではない。4社のオフィスは同じビルの中にあり、廃棄物運搬用の自動車を管理する会社、宣伝を担当する会社などに役割を分担し、エンヴィロテック社の業務の遂行のために結びついており(intertwined)、当局を欺罔して有害廃棄物を不法投棄するスキームのために利用されていた」

「このように詐欺性が充満し、緊密に結び付けられた業務の性質に照らせば、詐欺の証拠となるものとそうでないものをより特定して令状に記載することは不可能であった。証拠は膨大な詐欺的行為を構成するものであり、詐欺的業務とそうでない業務を区分することはできなかった」

「関係会社のすべてのビジネスは廃棄物の運搬、保管、処理に関するものであり、違法な活動がビジネスの全ての面に充満していた。したがって全ての業務に関する記録類を差し押さえる令状は憲法に違反するほど広汎ではなかった」

エンヴィロテック社は、その後破産したが、その破産手続において被告人らは、事実の隠ぺいや虚偽の説明などを行ったため、詐欺破産の罪についても5つの訴因で起訴され、被告人らは有罪判決を受けた。

控訴審において、被告人らは、陪審への説示の違法や量刑ガイドライン適用の不当等を主張するとともに、前記差押えが過剰に広汎で無効であったことも重ねて主張した。しかし、控訴審は、地裁と同様、被告人らの会社の業務には詐欺性が充満していたことを認め、被告人らの主張を全て排斥して有罪判決を維持した。

スミス事件 *United States v. Smith*, 424 F. 3d 992 (9th Cir. 2005)
カリフォルニア州東部地区連邦地裁の有罪判決に対する第 9 巡回控訴裁判所への控訴事件である。

スミスらは、「個人事業協会 (Unincorporated business organization)」という団体 (UBO) を組織し、10 年以上にわたり、数百人の被害者に対し、各人の全ての資産を UBO に信託すれば全ての支出は UBO の経費で落とせて税金を納める必要がないなどと欺罔し、約定の還元を行わず一人当たり 2 万ドルから 40 万ドルの被害を与えていた嫌疑により、脱税、メールフロード、マネロンの罪で起訴され有罪となった。スミスらは、令状によって UBO のオフィスのほとんど全ての業務記録を差し押さえた令状が過剰に広汎であり、証拠は排除されるべきであったとして控訴した。

令状の対象物の記載は

「1990 年から現在までの

- ① UBO の広報宣伝に関する、セミナーのテープ、プレゼンの記録、ビデオテープ、パンフレット、チラシ、名刺
- ② UBO の名、個人名、住所、電話番号その他の身元識別情報が含まれた顧客ファイル、UBO の契約書、会議録、国内及び国外の預金明細書、電信送金記録、キャンセルされた小切手、預金伝票、送金指示書の写し、金銭出納写し、UBO の顧客を代理した IRS との通信、雇用者の特定ナンバー、UBO と顧客との間の支払いに関する受け取り、メモ、インボイス、税金還付書の写し、それに用いられたいかなる記録
- ③～⑩ (略、各カテゴリーの冒頭に「All documents relating to」などを付した上、各カテゴリーに約 10 品目から 50 品目を掲げている)」

であり、合計すると 200 以上の品目が含まれていた。これは前掲のパトリック事件での令状が 7 つのカテゴリーで数十の品目が記載されたものよりも、カテゴリー数、品目数ともに遥かに多数かつ広汎なものであった。パトリックでは、犯罪の特定や対象物の期間の特定が足りなかったため、

その令状は過剰に広汎で無効とされたが、本件では、それを遙かに上回る広汎な令状が、下記の判示（骨子）により詐欺性の充満を認め、適法であるとされた⁽⁶⁾。

「宣誓供述書は、スミスらによる業務の全体が本質的に犯罪性を有し、特定性と範囲の要求の例外である「詐欺性充満の例外（the ‘permeated-with-fraud’ exception）」に合致することを十分に示していた」

（２） 連邦地裁の主な判例

ア SGS 社事件 1982 U.S. Dist. LEXIS 10436 (S.D.N.Y. 1982)

（ア） 事案の概要

SGS 社及び SFI 社の実質的に全ての業務記録を差し押さえたことが違法として差押物の返還が申し立てられた。政府はナショナルシティとブライアンを引用し、両会社のほとんどの活動は詐欺的であったので全記録の差押えは許されると主張したが、裁判所は、本法理適用の可否判断のためメモランダム及び命令により更なるブリーフを求めた。本件は、本法理が判例法上形成される初期段階の1982年のものであり、裁判所がその判断のためにどのような検討の視点が必要かを示した例として意義がある。

（イ） 本メモランダム及び命令の要旨

ブライアンでは、ラフアイエットアカデミーの事案とは異なり、ロイドカー社におけるロンドン先物取引の販売に関する全ての活動がボイラーームオペレーションで詐欺的であったことなどを指摘した。そして、本事案では、裁判所が宣誓供述書をインカメラで読んだところ、SGS 社らが脱税のための架空経費計上などの広汎な詐欺的活動を行っていたことは示されているが、両社は脱税以外の活動も行っており、これらの証拠も差し押さえられたことも窺わせるので、次の各点等（主なもの）について更な

（６） 本件のような令状は、従来なら当該業務が行われている場所に存在するすべての物を含む記載であるため結果的になんらの特定をしない一般令状と変わることがないとして無効とされるような記載であるが、本判決は、詐欺性充満が認められる場合にはこのような令状も適法となることをよく示している。

るブリーフが必要であり、10日間以内に当事者がそれを行うべきであると命じた。

- ① 本件で会社の全業務記録の差押えが許容されるために、ブライアンやナショナルシテイトレードイングに照らし、両社のオペレーションに詐欺性が充満していたと言えるか
- ② 両社の全ての活動が詐欺的であり、ほとんど犯罪活動のみに関与していたというレベルに達しているか
- ③ 会社の活動の重要な範囲が詐欺的であったと信ずるための相当な理由が示されているかといえるか、また、政府には、令状で犯罪の嫌疑に関わる部分を区別する義務があるといえるか

なお、上記命令に当たり、本メモランダムは「マロンが『捜査官の裁量には一切委ねられてはならない』との判示を引用することは止めるべき時期が来た」とのアブラムスのキャンベル判事意見を援用している。

イ ダミーコ事件（再掲） *United States v. D'Amico*, 734 F. Supp. 2d 321 (S.D.N.Y. 2010)

(ア) 事案の概要

前掲のコンピュータ関係の搜索差押えの問題に関して紹介したニューヨーク州南部地区連邦地裁の判例であり、マフィアのガンビーノ一家の幹部らによるリコー法違反や証人殺害等の重大悪質事案において、第4修正の特定性の要求の一般原則を踏まえつつ本法理について「全記録例外の法理」との表現を用いて詳細な判示をしたものである。

ガンビーノ一家の幹部であるダミーコやワッツらは、アメリカンブラスト社（AB社）というマンハッタンにあるマフィアの関係企業を営み、リコー法違反や高利貸しその他のマフィアの膨大な不法収益のマネロンなどの様々な犯罪を犯していた上、証人となるはずであったヴァイスを殺害したため、これらの訴因により起訴された。

捜査において、AB社の事務所がメールフロードやマネロンの犯罪の嫌疑に基いた令状により搜索され、大量の記録類やコンピュータ関係の証拠

物が差し押さえられたが、その令状には別紙が添付され、

- ① AB社に関係するすべての記録で、下記を含み、かつこれに限られない、銀行記録、会計記録、財政記録、販売記録、経営者、債権者、投資者、従業員、顧客に関する記録、販売代理店と顧客に関する記録、供給者に関する記録、セールスとマーケティングに関する記録、通信記録 ～以下略
- ⑤ コンピュータ、同記憶装置、それらに含まれるファイル、データ、それらのハードウェア及び周辺機器、これらにアクセスするための付随資料

などと5つのカテゴリーと各カテゴリーに多数の品目を掲げた広汎なものであった。

ワッツはリコー法違反の成立を争い、公訴の棄却を求めるとともに、①令状は相当な理由の及ぶ範囲を超えて過剰に広汎、②対象物の特定が不十分、③コンピュータについての搜索差押は違憲、と主張して事務所から差し押さえた証拠物の排除を申し立てた。

(イ) 本判決の要旨

本判決は、特定性要求の一般論を、ゲイツ、クーリッジ、バック、リレイ、バックなどを引用して述べた上で、以下の判示(骨子)をして、本法理の適用を肯定した。その内容は複雑事件における多量の証拠収集の必要性について説得力のあるものとなっている。

「すべての業務に詐欺性が充満 (pervaded or permeated) している場合には、業務の全記録の差押えは適切であり、令状に用いられた広汎な用語は特定性の要求に反しない(傍線筆者)(ポスタルサービス、ナショナルシテイトレーディングなどを引用)」

「第4修正の特定性の要求は、一般的又は全記録の令状が一般令状であることの推定を働かせるが、第2巡回区を含む裁判所は、犯罪活動が搜索されるべき業務に充満していると信ずる相当な理由がある場合にはその例外を許容してきた。これは、特定性の要求に対する『全記録の例外法理

(the all records exception)』として知られている (パークなどを引用)』

「全記録例外の法理を引き出すためには、令状の基礎となる宣誓供述書が、業務のすべての部分が詐欺に関わっていることまでを示す必要まではなく、裁判官に、詐欺的な活動を十分に示す事実の証拠が、『氷山の一角』に過ぎない、ことを示せば足りる (傍線筆者) (パークや50州流通会社事件を引用)」

「AB 社には詐欺性が充満しており、オフィスの全記録の差押えは許容される」

「被告人が適用否定の根拠として例示するビラー (後掲) では、犯罪に関わる活動は2500万ドルの不法使用であったのに対し、会社は、12億ドルもの財産規模であり、ヒッキー (後掲) でも、マネロンのスキームは狭いものであった」

「AB 社は、エネルギードリンクの販売など多少の合法的活動を行っていたことは認められるが、それが全記録例外法理の適用を妨げるものではない。この法理の適用のために、業務のすべてが犯罪活動に関わるものであったことまでの証明は必要でない」

「本件の宣誓供述書は、『合法的な活動』に関する物も含めた全記録の膨大な差押えを認めるものであったが、政府は AB 社に流入するすべての金の流れの全体像を解明する必要があったため、このような差押えも認められる。合法的な送金を装って不法な送金をしていたと合理的に疑われる場合には合法的な送金に関する証拠もマネロンの証拠となり得る (デイネロが『被告人の送金について、合法的なものも違法なものも含めて全記録の差押えを認めたのは、被告人が違法な送金を隠蔽するために合法的な送金を装い、合法的な送金が違法な送金の隠れ蓑となっている場合には、そのような合法的送金もマネロンの犯罪の証拠となり得るので、全記録の差押えは許容される』としたことを引用)」

「被告人の真の財政的・税務的な全体像を解明するためには適法な取引も違法な取引の証拠も共に必要であり、令状は、捜査官が適法な取引とそ

うでないものを選別するために長時間の現場における吟味が要求されるような狭いものであってはならない」

「どのような犯罪の捜査のため搜索差押えが必要であるかが示されていない令状は一般に特定性が欠けるとされるが、全記録例外法理が適用される事案ではこの問題は生じない。本件令状には、現に捜査中である事件の記載がないが、全記録例外法理が適用され、また対象物については『AB社に関する全記録類』との包括的な記載ではあるものの、添付のリストによれば捜査官がそこに例示された物の該当性判断についてほとんど裁量を許さないものであるので違憲の問題は生じない」

ウ ホルナゲル事件 United States v. Hollnagel, 2011 U.S. Dist. LEXIS 106516 (N.D. ILL 2011)

被告人ホルナゲルが、令状が過剰に広汎であるなどとしてフランクスピアリングや証拠の排除を申し立てたことを棄却したイリノイ州北部地区連邦地裁の判例である。

ホルナゲルらは、シカゴでBCI航空機リース会社を経営するとともに同社が航空機を購入して運用するために多数の有限会社を設立し、10年以上にわたり投資家に対し会社の資産状況について虚偽の説明をして多額の投資を誘引した上、購入した航空機を売却処分しながら投資家に対しては他の航空機を購入するための資金として再投資したと偽り、その売却利益を投資家に還元せず、会社の運転資金や自己の利得に充て、それらによる所得を脱税していた罪により起訴された。

捜査においてBCI社の事務所に対し、9のカテゴリーに多数の品目を記載した令状により同社の広汎な記録類等が差し押さえられたが、令状には期間を限定する記載はなかったため、ホルナゲルらは過剰に広汎で無効であると主張した。

本判決は、以下の判示（骨子）をして、本法理の適用を肯定し、ホルナゲルらの申立を棄却した。

「宣誓供述書は、被告人らが、投資家らを欺くための広汎で蔓延したス

キームに関与していたと信ずるに足りる相当な理由を証明している」

「被告人らは、9 のカテゴリーの記録類について期間 (time frame) の限定がされていないと指摘する。しかし、政府は期間の限定を (令状に) 含むことが望ましい (preferable) もの、本件の10年間に及ぶスキームの広さに照らせば政府がその限定をしなかったことは致命的であったとはいえない」

この判決は、犯罪や対象物の期間についてなんらの限定がなされていない令状は特定性を欠いて違法とされるのが通常であるが、詐欺性が充満している場合にはその要求が緩和されることを示している。

なお、本判決は、フランクスヒアリングの要否についても詳細な判示をしており、また、詐欺性充満を認めて令状は適法であったとしつつ「仮に令状の特定性が十分でなかったとしても被告人は善意の例外法理が適用できない要件を示す負担を果たしておらず、善意の例外法理が適用できる」としている。

3 本法理適用を検討し、これを否定した重要・指導的判例

(1) 連邦巡回控訴裁判所の判例

ア ハワイセンターアートギャラリー事件 Center Art Galleries-Hawaii v. United States, 875 F. 2d 747 (9th Cir. 1989)

(ア) 事案の概要

ハワイの連邦地裁が差押物の返還を命じた (681 F. Supp. 677, 1988 U.S. Dist. LEXIS 1606) ことに対する政府の第9巡回控訴裁判所に対する控訴事件である。詐欺性充満法理の適用を否定したほか、宣誓供述書による救済法理、善意の例外法理、不可避発見の法理が適用の可否など様々な論点を含み、頻繁に引用される重要判例である。

ダリの偽造作品販売を含むメール・ワイヤーフロード事件の捜査の一環として、捜査官はハワイセンターアートギャラリーの支配下にある6か所のオフィス等を検索し、12~14時間をかけて、トラック5台分の記録、美

術作品等を差し押さえた。

その令状の対象物の記載（骨子）は、以下のとおりである。

「連邦法違反の犯罪の証拠となる記録、帳簿、台帳で、下記を含み、かつそれに限られない、終了した販売記録、顧客からの不服や償還関係を含む通信、給与関係を含んだ人事ファイル、過去および現在の従業員名簿、セールスマン、コンサルタント、マネージャーを含み、かつこれに限られない全ての従業員に対する給与の記録、株主に対する支払記録、顧客への請求関係記録、キャンセルされた小切手を含み、かつこれに限られない小切手、月計表、預金記録、金銭領収書、顧客リスト、償還記録、販売セールス文、セールストレーニング資料、セールス商法に関する記録、顧客との契約、仕入れ先とのインボイス、ビジネスの合意書、鑑定証明書、学芸員の名簿、学芸員との契約書類、カレンダー、内部メモあるいは手書きのメモ、日誌、コンピュータのキーパンチカード、フロッピーディスク、プログラム、記憶装置、プリントアウトしたシート、情報システムのデザインプログラム、署名・不署名の別や作品番号の有無を問わないダリの美術作品⁽⁷⁾、販売記録及び顧客の情報、複製版制作のための用具類、償還に対応するための保険関係書類」

地裁は、政府が主張する本法理の適用について、偽造のダリ作品関係の事件が「氷山の一角」といえるか否かについては、宣誓供述書は本件がボイラールームのタイプであることを示していないこと、ギャラリーの活動のすべてが犯罪的ではなく、ダリ関係は業務の一部に過ぎないこと、80%はダリ以外の作品であること、などから本法理適用を否定し、ダリ以外に

(7) この部分の「ダリ的美術作品」の特定は、それに先立つ多数の品目についてもダリ作品に関するものと限定する記載とは読めない。本事案では、ギャラリーの業務のうちダリ作品が占める割合は20パーセント程度に過ぎなかった。しかし、仮に、ダリ的美術作品という特定がその他の多数の品目のそれぞれをもカバーしているような記載であれば、ギャラリー内に存座する物の中でダリ作品に関連する物に対象物を限定したものとなり、令状は特定性を充たした有効なものとなっていたであろうと思われる。

関する全ての押収物の返還を命じたため、政府が他の論点に関する主張と共に控訴した。

(イ) 本判決の要旨

本判決は、本法理の適用に関しては、50州流通会社、ブライアン、ナショナルシテイトレーディングを引用しつつ、以下の判示（骨子）をして適用を否定した。

「本件の6通の令状は、いずれも、『連邦犯罪の証拠となるもので、下記を含み、それに限られない～』として、『販売記録』に始まり、20数行にわたる50以上もの物のカテゴリーを列挙しているが、『連邦犯罪の証拠となるもの』という程度で、具体的な犯罪を記載していないことは憲法に反する」

「ギャラリーの業務のうち、ダリの作品に関するものは20%程度にすぎず80%の業務はダリ以外の作品が占めており、ギャラリーの会計帳簿はダリの作品に関するものとそうでないものとの区別が可能であったにもかかわらず、宣誓供述書は、ダリ関係事件の証拠がそれ以外の業務記録との区別ができないことや、ギャラリーの業務自体に詐欺性が充満していたことを主張できていない」

「従って50州流通会社事件等の本法理は本件の令状の広汎性を正当化できない。ダリ作品に関係のない犯行については何らの証拠もないのに、ダリの作品に関するものに限定しなかったことは違法である」

なお、宣誓供述書による救済法理適用の主張に対しては、スピトロロやレーリー、ヒリヤード等を引用し、本件では宣誓供述書の内容は令状に包含されておらず、また、一部の捜査官は宣誓供述書のコピーを所持していたと政府は主張するが、それが令状に添付され、あるいは相手方に交付されたことを政府は主張できていないとしてこれを排斥した。

善意の例外法理に関しては、本件令状はその表面から無効とされるほど過剰に広汎であり、いかなる捜査官もこれに信頼はできないとして本件には適用できないとした。

また、政府は、本件の令状が違法であっても、その執行後にギャラリーが大陪審サピーナに応じたことによってその証拠物が得られたであろうことから、「違法に押収された証拠物は、政府が、その証拠物が不可避免的に発見され得たものであることを証明できる場合には排除されない」と主張したが、これに対しては、「サピーナは様々な理由によって無効である場合もあり、サピーナによる提出の強制を、違法な押収についての証拠排除申立てへの防御の政策的手段として用いることは許されない」として退けた⁽⁸⁾。

イ カウ事件 *United States v. Kow*, 58 F. 3d 423 (9th Cir. 1995)

(ア) 事案の概要

カリフォルニア北部地区連邦地裁が証拠排除を認めたことに対する政府の第9巡回控訴裁判所への控訴事件であり、本法理の適用を否定して控訴を棄却したものである。被告人カウらが幹部である「香港テレビビデオプログラム社」は、香港のテレビ会社からのビデオ等の米国への配給のほとんど排他的なライセンスを保有しており、架空の会社からの虚偽の送り状に対する支払や架空の従業員への給与支払い等の手口で脱税し、その利益を香港の架空会社に送金していた。また、カウらは、ライセンスが他社に付与される危険があったため他社にこれをあきらめさせようと暴行・脅迫を行った。これらの嫌疑に基づき、1990年10月、FBI捜査官が香港テレビビデオプログラム社の事務所を搜索したが、その令状は、差し押さえるべきものとして同社の業務関係の記録物等を14のカテゴリーに分けて50以上

(8) 本件事案について、政府は、本件の令状による搜索差押え以外にギャラリーに対して6通の大陪審サピーナを得て膨大な証拠物の提出を求めた。しかし、ギャラリー側は、このサピーナが違法な搜索によって獲得された証拠物の提出を求めるもので過度に広汎であり、不合理な過酷な負担を課すものと主張してサピーナの取消しを求めて提訴した。ハワイ連邦地裁は、サピーナには違法収集証拠排除法則は適用されず、政府はサピーナによる証拠獲得の独立した合法的な権限を有するとしたが、本件のサピーナのうち、4通のサピーナについては過剰に広汎で過酷であり合理性を有しないとして無効とした (*In Re Grand Jury Proceedings*, 707 F. Supp. 1207 Haw. 1989)。なお、前掲拙稿451頁参照。

の種類の品目を対象物として表示し、それには例えば1983年以降の過去7年間の税金還付関係の資料など時期的にも極めて長期間にわたる記録類を含んでいた。その検索により同社の実質的にすべての業務記録やコンピュータのハード・ソフトが差し押さえられた。

これらの捜査を経て大陪審は同社を法人・個人の脱税等の26の訴因で起訴したが、地裁は令状の特定性が十分ではなかったとして差し押さえられた証拠物を排除した。政府は控訴し、①同社のほとんどの記録物が犯罪行為の証拠となる可能性があったので令状の広汎性は許容される、②仮に令状の一部が無効であるとしても有効な部分に基づいて差し押さえられた物までは排除されない、③仮に令状が無効であったとしても捜査官の善意の信頼を許さないほど外見上無効とはいえなかった、と主張した。

(イ) 本判決の要旨

本判決は、まず次の指摘（骨子）をして、本件令状は過剰に広汎なものであり無効だとした。

「令状は実質的に同社のすべての記録類の差押えを認めるものであった。政府は14の種類を示している」と主張するが、各類型はそれらが特定の犯罪にどのように関係しているかについていかなる限界も設けておらず、また、14の種類のうち期間の限定をしていたのは1つのみであり、しかもそれは無効な捜索のうちで比較的重要ではない部分にすぎない。これは一般令状と変わるところはない」

「一般的な類型化は、それ以上詳細な記載が不可能である場合にのみ許される（カードウエルを引用）が、本件では令状記載を更に特定することは可能であった。令状には「詐欺的な取引 (fraudulent transaction)」と言う程度の曖昧な記載以外には差押物が関係する犯罪の嫌疑について示していなかった」

そして、宣誓供述書による救済法理の適用については、次の指摘をしてこれを否定した。

「宣誓供述書は、犯罪行為は比較的最近に開始されたことを示しながら

その犯罪行為が行われた期間についても特定していなかった」

「宣誓供述書には、同社内で関連する記録が発見できるさまざまな場所を具体的に示していたのかかわらず、その情報は令状から欠落していた」

「本件では、令状に宣誓供述書が明示的に包含されておらず、物理的にも添付されておらず、執行官が搜索場所のオーナーに宣誓書のコピーを交付してもいない。宣誓供述書が令状の広汎さを救済するためには、①令状に、参照できる宣誓供述書の内容が明示的に包含されていること、②宣誓供述書が、令状に物理的に添付されているか、すくなくとも搜索の執行中に伴われていること、が必要（タウンを引用）である」

更に、政府は明示的に本法理の適用を主張していなかったが、本判決は次の判示をしてこの問題を検討した上、これを否定した。

「全ての業務が単に詐欺のスキームのためであるか、すべての業務記録が犯罪行為の証拠となる可能性がある場合には業務記録の一般的な差押えは許容される場合はある（50州流通会社事件を引用）」

「宣誓供述書に記載された事実の多くは他社の従業員などに対する暴行であるが、これらは同社の業務記録と明らかな関係は認められない。他の記述は同社の脱税を疑う合理的な理由ではあるが、本法理を適用するには不十分である」

「宣誓供述書は、同社の業務自体は合法であり地域のニーズに対応していたことを肯定している。その中では、同社の業務に詐欺性が充満していたとは何ら主張されておらず、あるいは、証拠物が犯罪行為になり得るか否かを合理的に区別することができなかったとも主張されていない（ハワイセンターギャラリーアート事件などを引用）」

更に、本判決は、以下の判示をして善意の例外法理の適用をも否定した。

「令状に宣誓供述書が令状に添付されていない場合でも、宣誓供述者が、搜索の現場に立ち会い、執行者を監督している場合には、それが善意の例外を示す根拠となり得る（タウンを引用）。しかし、本件では宣誓供述書に記載された内容自体が、冗長ではあるが令状の広汎性を補うに足りるよう

な犯罪の特定性等に関する情報を含んではおらず、宣誓供述書自体が広汎で搜索の範囲を限定する助けにはなっていないので善意の例外法理は適用できない」

ウ SSD 社事件 *In re Grand Jury Investigation Concerning Solid State Devices, Inc. v. United States*, 130 F. 3d 853 (9th Cir. 1997)

(ア) 事案の概要

カリフォルニア州中部地区連邦地裁が証拠物返還の申立を棄却したことに対する第9巡回控訴裁判所への控訴事件である。

同州で国防省に防衛機器用の半導体を納入していた SSD 社が、政府の基準に満たない民間レベルの製品を規格内と偽って納入していた嫌疑を掴んだ国防省捜査局、FBI 及び NASA が捜査を開始し、1995年5月、SSD 社に対する搜索令状により搜索差押えを行った。令状は、対象物として「契約書」に始まり、半導体に関連するあらゆる記録類やコンピュータのハード・ソフトの機器類を数十の品目に列挙した広汎なものであった。また、犯罪の嫌疑との関連では、わずか1品目にのみ「虚偽の検査に用いられた」との記載があったほか、ほとんど大半については犯罪の嫌疑との関係がなんら記載されていなかった。この令状により、同社の業務記録が入った2000以上の引き出しやファイルボックス、コンピュータやその記憶装置などが差し押さえられた。同社は、これらの証拠物は過去5年以上にわたる同社の契約関係記録の90パーセント近くにも及び、搜索後10か月も経過しても返還されないため、1996年3月、同社はこの令状が過剰に広汎で無効な差押えであったとして差押物の返還を申し立てたが地裁はこれを却下したので同社は控訴した。

(イ) 本判決の要旨

政府は、本件の令状と差押えが広汎であったことは認めた上で50州流通会社事件やカウなどを引用して同社には詐欺性が充満していた (*pervaded with frau*) と主張した。しかし、本判決は、以下の判示 (骨子) をして政府の主張を否定し、原告には連邦刑事訴訟規則41条 (e) による申立てが

認められるべきであるとして地裁の判断を破棄した。

「50州流通会社事件やブライアンでは、会社の業務はボイラールームセールスオペレーションであり、合法的な活動はごくわずかしかなさ（negligibly）なされていなかった。本件で、宣誓供述書は、SSD社が日常的に詐欺的業務に関わっていたことは示していたものの、同社の業務の大半（majority）が詐欺的であったと認める理由までは示していなかった。かえって、記録によれば、同社は他の様々な顧客のプロジェクトへの貢献等により極めて多くの賞与や証明書を得ていたことが認められる。このように同社は合法的なビジネスも営んでいたことが窺われるので、政府は詐欺性充満について更に実質的な根拠を示すべきである」

（2）連邦地裁の判例

ア バーク事件（再掲） United States v. Burke, 718 F. Supp. 1130 (S.D.N.Y 1989)

前掲のギャラリーによる偽造のダリ作品の販売についてメールフロード等の罪でバークらが起訴され、バークらが令状が過剰に広汎で無効であったなどと主張して差し押さえられた証拠物の排除を申し立てた事件である。政府は、令状の過剰な広汎性は争わず、宣誓供述書による救済法理、本法理、善意の例外法理の適用を主張し、本判決は前二者についてはこれを否定したが、善意の例外法理の適用を認めてバークらの申立てを棄却した。

政府は、ギャラリーのオフィスには7台の電話やテレックス、コンピュータが設置され、多数の従業員が電話で話したり封筒に宣伝物を入れるなどの作業に従事していた様子などの捜査協力者からの情報により、本件は電話勧誘によるボイラールームオペレーションであり詐欺性が充満していたと主張した。しかし、本判決は、本法理について「全記録例外の法理（All-Records Exception）」の標題の下に、ナショナルシテイトレーディング、50州流通会社事件、ブライアンなどを引用の上検討し、以下の判示（骨子）をしてこの適用を否定した。

「全記録例外の法理の適用のためには、業務のすべての部分が詐欺に関わっていなければならないのではなく、裁判官が、それらの活動が「氷山の一角」であると推認できるような詐欺的な活動についての十分な証拠があれば足りる」

「本件で偽造の嫌疑があったのはダリの作品のみであり、捜査の対象はそれにのみ絞られていたところ、他の画家の作品についてはその疑いはなく、これとダリの偽造作品とが不可分でもなかった」

「ブライアンでは宣誓供述書に250件もの被害者の告発が記載され、20人の元従業員からの事情聴取も行われ、ナショナルシテイトレーディング社事件では40人の被害者の告発があり、覆面捜査官が3回の別の機会に被害者を伴ってオフィスを訪れるなどの捜査がなされ、これらは全業務が詐欺性を有していたことを推認させるものであった。本件では、詐欺販売について6名の購入者に関する記載しかなかった」

「捜索場所の3か所のギャラリーのうち、2か所については電話販売のための部屋が設けられていたが、1か所についてはそのような独立の部屋はなく、そのギャラリーではダリ以外の作品も販売されており一般公開の場所であった。これらに照らせば、オフィスのレイアウトは詐欺的活動を行うためのボイラールームオペレーションが行われていたと認める状況にはなかった」

イ ヒッキー事件 U.S.V. Hickey, 16 F. Supp. 2d 223 (E.D.N.Y. 1998)

(ア) 事案の概要

ニューヨーク州東部地区連邦地裁のマフィアのマネロン、メールフロード、リコー法違反等事件で、詳細な判示により本法理の適用を否定したものである。

マフィアの首領ヒッキーが経営する会社が、街のゴミ回収について許可を得ず、名義人の数社を利用して操業していたリコー法違反事件が4年間の捜査を経て摘発された。

捜索差押令状には別紙 A が添付され、「all business records regarding

any or all of the following corporate entities connected to」として、ヒッキーらマフィアの6名の個人名とヒッキー経営の三つの会社名を掲げ、「including but not limited to」を付し、「銀行記録」を始めに、十数行、数十品目を記載した、同じ内容の5通の令状でヒッキーらの自宅や会社事務所の5か所が搜索され、大量の証拠物が差し押さえられた。ヒッキーらは、マネーロンダリングやリコー法違反により起訴されたが、様々な主張をして公訴の棄却を申し立て、また、令状の「all~ not limited to」などの用語は第4修正違反の一般搜索を招き、捜査官の自由裁量を許すものであり、また、期間の限定もなく特定性が不十分であった上、捜査官は令状の文言を恣意的に無視し、一般的探索的な押収を行ったとして証拠排除を申し立て、政府はナショナルシテイ、ブライアン、アンドレセン、ジョンソン、ワグノーなどを引用し、宣誓供述書による救済法理や詐欺性充満法理の適用を主張して争った。

(イ) 本判決の要旨

本判決は、被告人の主張にかかる争点のうち、宣誓供述書による救済や本法理の適用問題について以下の判示(骨子)によりこれを否定し、また、有効部分の区別の法理も適用できず令状の広汎性は一見して無効なものであったとして善意の例外法理の適用をも否定した。

「本件の宣誓供述書には嫌疑のある犯罪の期間が示されてはいたが、その宣誓供述書は令状に伴われておらず、十分に特定された宣誓供述書もそれ自体では令状の広汎性を治癒しない。それは、宣誓供述書の内容が令状に引用して取り込まれ、あるいは添付されている場合にのみ認められる」

「期間の記載のない令状は、犯行の以前や以後の記録まで差押を許容してしまうことは明らかである」

「5つの令状はすべて同じであり、捜査官にとって意味のある限界や特徴を何ら与えていない。期間の限定もなく搜索の契機となった嫌疑のある犯罪の性質も記載されていない。このような令状では、捜査官は犯罪の性質やその時期等に関わらずあらゆる物の差押が可能となり、違法である」

「本件では、宣誓供述書には、ゴミ回収の詐欺とヒッキーの武器所持の
みが記載されており、これだけでは詐欺性充満の法理の適用はできない。
本法理適用のためには単なる推定程度では許されず、ゴミ回収の詐欺は、
ヒッキーらの会社の犯罪行為を代表するものとはいえない。本法理適用の
ための情報は不十分であり、ヒッキーらの会社の違法行為が「氷山の一角
」であったか、その他詐欺性が充満していたと認めることはできない」

ウ ビラー事件（再掲）United States v. Vilar, 2007 U.S. Dist. LEXIS
26993 (S.D.N.Y. 2007)

前掲の被告人ビラーらが経営するサンフランシスコ等にオフィスを置く
投資会社について証券・投資詐欺、メール・ワイヤーフロッド、マネロン
の嫌疑により郵政監察官が捜査を遂行し、イギリスの支店に対しても捜査
共助要請を行うなど大規模な捜査が行われた事案である。

ビラーらは、宣誓供述書に虚偽の記載があったとしてフランクシアリン
グを申し立てたが裁判所は捜査官が裁判官を意図的に誤導して令状を得
たことは否定した。しかし、搜索差押令状には、18のカテゴリーに分けて
極めて多数の品目が記載され、時期の限定は一切なく、捜査官は事前の打
ち合わせなどで宣誓供述書の内容は知らされず、すべての差押えが可能と
認識しており、搜索は12時間をかけ、170箱分もの証拠物が差し押えられた。

政府は、ナショナルシテイトレーディング、ポスタルサービス、プライ
アンなどを引用し、本法理の適用を主張したが、本判決は以下の判示（骨
子）をして本件の令状は特定性を欠いていた上、本法理も適用できないと
した。また、本件の余りに広汎な対象物の記載から、捜査官が制限なく全
記録を押収することが許されることが客観的に合理的であったとはいえず
善意の例外法理も適用できないとしたが、令状の有効部分と無効部分の区
別による救済は認めた。

「令状には、どんな犯罪が捜査の対象となっているかが示されていなか
ればならない。また、令状が『すべての書類、物、記録』など、一般的で
包括的（catch-all）なパラグラフや条項を含んでいる場合には特定性を欠

きやすい」

「本件については、上記の両面で問題があり、『詐欺のスキーム』という曖昧な記載のみであって、宣誓供述書の内容が引用されておらず携行されてもいなかった」

「本件の令状は『すべての会社の業務記録』～として多数の品目を列挙して『not limited to』も付した『catch-all』の記載であり、期間の限定もなされておらず、これは一般的探索的な令状であって第4修正に違反する」

「本件の令状請求では、会社の実体が詐欺性の充満していることを明示的に主張しておらず、詐欺行為が『氷山の一角』であったことを示していない。会社の実態は、約12億ドルを保有して運用しており、政府はこれらの相当部分について、これら資産の大部分とはいえなくともそれが適法に運用されている可能性を争っていない。本件の嫌疑の行為はそれらの一部に過ぎない。令状が具体的に示すのは2人の被害者の事件のみである。これらは全記録例外の法理適用には程遠い。本件は、50件以上の事件が示されたオロイドや、40件以上の苦情が申立てられ20件について捜査がなされたナショナルシテイトレーディング、250件の苦情が申し立てられ捜査官が20名の元従業員を事情聴取したブライアン事件とは異なる」

しかし、政府は仮に令状が無効であり善意例外法理は適用されないとしても、有効な部分による差押えは区別されるべきと主張した。本判決は、これについてジョージを引用して詳細な検討を行い、令状記載の18カテゴリーのうち、17カテゴリーは全部ないし一部が有効であり、コンピュータに関連する品目のカテゴリーのうち17カテゴリーで有効とされた部分に対応するものについては有効であるとした。

エ ツェムリャンスキー事件（再々掲） United states v. Zemlyansky, 2013 U.S. Dist. LEXIS 71818, (S.D.N.Y. 2013)

前掲のニューヨーク州南部地区連邦地裁の判決であり、善意の例外法理についての重要な判例を整理分析しつつこれが認められる要件を詳細に検討した上、その適用を否定し証拠排除を認めた事例である。この事案で

は、被告人らの経営するトライステート社がクリニックを支配し、多数の医者による偽造サインによる診断書等を用いてリコー法違反、医療保険詐欺、メールフロード、マネロン、自動車保険詐欺を敢行しており、36人も被告人が起訴された。しかし、同社事務所に対する搜索差押令状には、犯罪の期間の限定も犯罪行為の限定的記載もなく、対象物として数十品目が記載された広汎なものであったため、本判決は、令状は過剰に広汎で特定性を欠くとし、宣誓供述書による救済法理の適用も否定した上、本法理について「全記録例外の法理 (The all records exception)」の項を設け、パーク、ブライアン、オロイド、ナショナルシテイトレーディング、ハワイセンターギャラリーアート、ヒッキーなどを引用し、これらの事案との具体的事実関係を比較対照しつつ詳細に検討し、以下の判示 (骨子) をしてその適用を否定した。

「全記録例外の法理を適用するためには、業務の『全ての部分』(every part of the enterprise) が詐欺に関わっていたことまで示される必要はなく、詐欺的な活動が『氷山の一角』であることが示されれば足りる。しかし、政府は裁判官に対し、業務の全体 (entire business operation) が詐欺 (scam) であると信じる相当な理由を示さなければならない」

「本法理適用が認められたブライアンでは250人からの告発があり、20人の元従業員から事情聴取がなされ、オロイドでは匿名の協力者が業務の詳細情報を提供し、50件以上の嫌疑が示され、26のファイルが虚偽の記録を含んでいることが示されていたが、適用が否定されたパークでは、ダリについての6件の偽造の嫌疑しか示されていなかった」

「トライステート社は、ビルの1フロアのみに事務所を置くが、詐欺的活動がそのオフィスに充滿していたと推認できる基礎は宣誓供述書に記載されていない。保険の詐取のための虚偽の診療報酬請求の事務について会社の業務の規模、顧客も明確でなく、虚偽請求が業務の一部にすぎないのか否かも不明であり、膨大な顧客についての合法的な請求の業務をも行っていたか否かも不明である。捜査官が同社の従業員から事情聴取した跡や

郵便その他のコミュニケーションの捜査を行ったことも窺われない。宣誓供述書によれば、同社は極めて多数の顧客に対して、主に合法的な請求のビジネスを行っていたものとも思われる。したがって、本件においては、会社が詐欺性が充満していたと認めるに足りない」

4 小括と結語

(1) 本法理の生成定着過程について

既に述べたように、本法理が第4修正の特定性の要求の原則に対する例外法理として判例に初めて現れたのは1980年のブライアンを嚆矢とするものであり、これに続いてナショナルシテイトレーディングや50州流通会社事件等、いくつかの巡回控訴裁判所においてブライアンの考え方に沿う判例が登場した。「詐欺性充満」の概念は、当初は「permeated with fraud」という用語以外に、「pervaded with fraud」のほか「merely a scheme to defraud」始め様々な用語が用いられていたが、次第に「permeated with fraud」の用語を用いる判例が多数を占めるようになってとともに、その考え方の実質に着目し、端的に「全記録例外の法理 (all records exception)」という用語を用いるものが増えている。連邦最高裁でこの法理を正面から判示したものはないが、指導的判例であるブライアンと50州流通会社事件の巡回控訴裁判所の判決に対する連邦最高裁への裁量的移送 (certiorari) は否定されている。また、本稿に掲げた判例で本法理の適用を否定したものは、いずれも具体的事案に対する適用否定であって、本法理自体を否定したり異論を呈するものではない。したがって、本法理は既に連邦の裁判所において定着し、ほぼ確立しているものといえよう。

本法理を生み出した考え方の基礎は、ブライアンにおいて突然登場したものではない。前述したように、1927年にマロンが厳格な特定性の要求の原則を示したが、その後、1976年のアンドレセンの「本件の捜査は、複雑な不動示した産販売に関するスキームであり、犯罪の立証のためには、多数の証拠物をつなぎ合わせる (piecing together many bits of evidence) こと

が必要である。その証拠を単独で見れば意味がほとんどないように見えるものでも、ジグソーパズルのように、それらの多数の証拠を適切に組み合わせることによって、被告人の虚偽説明の全体像が示されることになる」との判示や、1980年のアブラムズ事件におけるキャンベル判事の「(マロンの判旨を)援用することは止める時期が来たかもしれない (time may have come to stop quoting the phrase)」との意見に象徴されるように、連邦最高裁や多くの巡回控訴裁判所により、犯罪の複雑さや捜査の困難さ等への理解から特定性の要求の原則について次第に現実的で柔軟な考え方が浸透するようになった。特に複雑な詐欺(広義)事件については、事件の複雑性や立証のための証拠の広汎な収集の必要性が顕著であり、搜索差押令状の発付段階において、対象物をカテゴリーや品目以上に個々の特定を事前に行うことも、またその執行段階においても搜索の現場で対象物である可能性がある膨大な物を個々に吟味確認することもいずれも不可能ないし極めて困難な場合が少なくない。そのために令状の対象物の記載や執行段階での該当性の判断は包括的なものとならざるを得ないことが理解されるようになり、ブライアン以前においても、特定性の要求の原則は、詐欺等の複雑事件においては大幅に緩和され得ることが共通の理解となっていた。また、現実には生じる令状の特定性の要求と執行段階で現実になされた搜索差押活動とに乖離が生じた場合でも、搜索の必要性和相手方への権利利益の制約を最小限に留める必要性和を調和させて妥当な結論を導くため、宣誓供述書による救済の法理、フランクスヒアリング、部分的無効の法理や善意の例外法理等が活用されてきた。

このような流れの中で、複雑・大規模な詐欺等の事件において、その事案が特に悪質で業務活動自体に詐欺性が充満していると認められる場合には、特定性要求の原則に対する例外法理の一つの明確な類型として本法理が生まれ、定着してきたものといえよう。

(3) 本法理の内容等について

連邦最高裁の判例はない上、巡回控訴裁判所や連邦地裁の判例が示す本

法理の内容やそれが適用される要件等は必ずしも一様ではない。しかし、これまで概観した多数の判例をみると、本法理に関して明確な対立軸となる論点・争点はないようであり、各巡回控訴裁判所や連邦地裁の判示には、ほぼ共通の理解や視点が存在するように思われる。それらを整理の視点として示すと以下のようなものであろう。

ア アメリカにおいては「fraud」という語は日本の刑法上の詐欺とは対応せず、州際間の通商に不正に郵便や電話を使用するメールフロード、ワイヤフロードを始めとし、脱税、リコー法違反、虚偽申請や虚偽陳述等様々な犯罪に用いられる概念であり、本法理が適用される対象事件としては、狭義の詐欺罪のみならずこれらの様々な犯罪に及んでいる。

イ 本法理は「全記録例外の法理」とも呼ばれるが、令状に対象物のカテゴリーも品目も記載せず「本件に関するすべての記録類等の証拠物」という抽象的な記載が許される訳ではない。

ウ 複雑・大規模事件においては、令状に列挙される対象物は、多数のカテゴリーと各カテゴリーに多数の品目を記載することにより包括的で膨大なものとなることが少なくなく、当該業務組織において一般に存在すると考えられるあらゆる物のカテゴリーや品目を列挙したリストは、結果的に「本件に関するすべての記録類等」という抽象的記載と変わらないものとなって通常は特定性を欠くことになる。しかし、詐欺性充満が肯定されるような場合には、このような令状の記載も許され得ることになる。

エ 複雑・大規模事件であっても、通常は嫌疑のある犯罪の期間や対象物の期間等を令状自体かそれに添付されるなどした宣誓供述書の記載によって可能な限りの限定が求められる。ただ、違法行為の立証のために、それ以前の財務状況をも含めた総合的な解明が必要となる場合には（脱税事件やマネロンなどでしばしば見られる）、この限定は緩やかに判断され、詐欺性充満が認められる事案においては、これらの限定は更に緩和されている。

オ 詐欺性充満が認められる場合でも、当該場所に存在するあらゆる物を差し押えて運び出すことは許されず、少なくとも令状記載のカテゴリー

や品目に該当することの判断と選別は必要であり、それらと無関係の物を差し押さえることがないようにすべきである。

カ 通常は、令状あるいは宣誓供述書に嫌疑となる犯罪をできる限り特定して記載することが必要であり、「いかなる連邦犯罪」との抽象的記載や、連邦犯罪の該当条文を示すだけでは足りないと言われる。本法理が適用される事案においても可能な限りの特定が望ましいが、詐欺性充満が認められる場合にはこの特定性はかなり緩和される。

キ 本法理が適用されるためには、業務の全ての部分が犯罪性を有することまでは必要ないが、宣誓供述書に示される犯罪活動がその組織や業務の氷山の一角であることが示されなければならない。

ク 搜索場所でボイラールームオペレーションが行われていると認められれば、詐欺性充満は通常肯定される。しかしその場所で、犯罪性のある業務のみでなく合法的な業務も行われている場合には、その場所全体に詐欺性が充満しているとはいえ、合法的活動に関する物まで包括的に差し押さえることは原則的に許されない。それが許され得るのは、犯罪性のある業務とそうでないものが混然としていて区別が困難である場合や、対象物の該当性判断において、それらを判別することが困難な場合がある場合に限られる。

ケ 複数の支店等の事務所がある場合には、当該搜索場所である支店等について詐欺性が充満していると認められれば、他の場所の支店等では合法的活動が行われていても、それは問題とならない。

コ 合法的な組織が従来から合法的な業務を行っていたが、ある時期からある範囲の業務について犯罪を反復するようになった場合には、本法理の適用には、犯罪の記載、犯罪の期間、対象物の範囲の限定等について慎重な判断が求められる。他方、マフィアによるリコー法違反等事件に見られるように、組織自体がその本質上犯罪性を帯び、様々な犯罪を反復敢行しているような場合には、合法的組織・業務の事案よりも本法理の適用は認められやすい。これは、このような犯罪組織については、その内部の犯

罪活動の実態やそれに関してどのような証拠物が搜索場所に存在するか、ということを検査官が外部から判断することが困難であるという事情にもよる。

サ 詐欺性充満が認められるためには、宣誓供述書に記載される犯罪の嫌疑等に関して、被害者の告発件数が多数に及ぶとか、元従業員等からの事情聴取や捜査協力者、覆面捜査官等による組織内部の犯罪活動についての具体的な情報があれば肯定されやすい。また、業務全体の財政規模の中で、詐欺性のある業務の部分の財政規模の割合が高いか低いかも重要な視点となる。

シ 本法理は、会社等組織における犯罪に限られず、個人がその住居において犯罪を敢行している場合にも適用され得る。しかし、その場合には、本法理の適用による包括的な搜索差押えには個人の私的生活への侵害を最小限に留めるよう慎重な配慮が必要である。

ス 本法理の適用場面と適用検討の順序については、まず、この法理を適用しなくとも、複雑事案についてアンドレセン等が肯定してきた特定性の要求についての柔軟な判断により、広汎な令状であっても適法とされる場合がある。また、令状自体は過剰に広汎であっても、宣誓供述書による救済法理が適用される場合もある。それらによっては救済されない場合に、本法理による救済が検討されることが多い。それらがいずれも肯定されない場合には、令状の部分的無効の法理、そして最後の救済策として、善意の例外法理の適用が検討されるのが多くの事案に見られる手順である。ただ、これは具体的事案により、重疊的ないし併行的に検討されたり、適用される法理の判断順序が異なる場合もあるので一概にはいえない。

(3) 結語

以上、本稿において、十分とはいえないまでも第4修正の特定性の要求に関する判例の一般的法理を踏まえた上で本法理の生成過程や内容等を検討してきた。その検討過程において印象深いのは、アメリカにおいては、搜索差押えの違法を主張して証拠物の返還や排除を求める事案は極めて多

く、これらが争点とされた膨大な判例の蓄積があることである。本稿で紹介した判例を概観すると、被告人側は搜索差押えの手續に含まれ得る問題点をすべて指摘してその違法を主張し、政府側もこれに対して徹底した反論を行い、裁判所はそれを踏まえ、過去の多数の判例を引用してそれらの事案と比較しつつ、令状に記載された極めて多数の対象物のカテゴリーや品目について緻密に個別具体的な検討を行っている。他方、流動的・発展的な捜査の過程で迅速に行われる搜索差押えや複雑大規模事件の捜査の実情を踏まえ、相手方に与える権利益の制約と事案の真相解明の必要性和を衡量しつつ、捜査官に不可能や著しい困難を強いることなく合理的で現実的な実効性のある搜索差押えを可能とする様々な救済法理が判例法上生成・確立していることが印象深い。

我が国においては、搜索差押えに違法がある場合、刑訴法429条の押収又は押収物の還付に対する裁判に対する準抗告の制度があるものの、これが利用される例は極めて少ない。最判昭和53.9.7(刑集32巻6号1672頁)などを踏まえ、公判段階において証拠排除の可否が争われる事案は我が国でも少なくないが、令状が許容する差押えの範囲が問題となった事案の判例は僅かなものに留まる。そして、オウム越谷事件において108枚のフロッピーをその内容を検討することなく包括的に差し押さえたことに関しては、搜索現場における関連性の判断がどの程度必要とされるかについて、評価・見解は分かれており、特に、このような包括的な差押えが許されるためには、現場における証拠湮滅のおそれや物理的抵抗等の妨害というような特殊な事情が必要とされるかについての議論も十分になされているとはいえない⁽⁹⁾。

しかし、特に複雑・大規模事件においては、我が国でも令状によって広範かつ多数の証拠物が差し押さえられることは少なくなく、それは事件の真相解明と事案の適切な捜査処理のために必要である一方、その反面とし

(9) 前掲(49巻1号)拙稿435~437頁。

て証拠物を押収された相手方に与える大きな負担や制約の問題がある。今後、我が国では、供述に過度に依存しない客観的証拠の十分な収集が一層重要になっていくと思われ、広汎な包括的差押えが許容される範囲や程度については、我が国においても重要な検討を迫られることも生じ得るものと思われる。このような観点から、戦後アメリカ法の影響の下に憲法と刑事訴訟法が制定された我が国において、アメリカにおける搜索差押等の証拠収集に関する実務の実情や問題の合理的解決を図るための様々な判例法理と捜査公判の実情を研究することの意義は少なくないであろう。

ところで、筆者は、本稿の冒頭で、公判段階における証拠の関連性の概念は、アメリカにおいては捜査段階での証拠の収集範囲の規制概念ではないことを指摘した。しかし、我が国においては、母国であるアメリカとは異なり、搜索差押段階においても、令状が許容する証拠物の収集範囲の規制概念として「関連性」が用いられ、既に定着していることは合理的かつ妥当なものと思われる。なぜなら、搜索差押段階で事件と関係のない物を捜査官が恣意的な裁量で差し押さえることを防止するために、適切な判断基準としての規制概念が必要であるが、現行刑事訴訟法は搜索差押えに関する旧刑事訴訟法の規定ぶりの骨格を基本的に踏襲しており「必要があるときは証拠物又は没収すべき物と思料するもの」を差し押さえることができるとしているに過ぎず、(99条, 222条1項)、その他には、100条2項が「被告事件に関係があると認めるに足りる状況のある限り」との規定があるに留まる。このような規定では差し押さえるべきものの範囲の適切な規制概念として機能することは期待できない。また、訴因制度が確立・定着した現在においては、公判段階のみならず、捜査段階から、検察官がその後の公判での訴因となるであろう犯罪事実の立証のために必要な範囲程度においてのみ証拠物の収集獲得が許容されるべき必要性は旧刑訴法の時代よりも高まっている。更に、アメリカでの搜索差押え令状の請求では、宣誓供述書に記載され、令状請求の根拠となる嫌疑のある犯罪は、特定の犯罪事実により絞込みことなく多数の連邦犯罪の条文を引用するなど広範かつ多

様なものであることが多いのに対し、我が国の令状請求では「罪名及び犯罪事実の要旨」の記載が必要とされる。この「犯罪事実の要旨」とは、捜査の進展に応じた修正や変化はあるとしても、基本的に将来の起訴や公判の対象となる訴因たる事実となり得ることが想定されていることにも照らせば、搜索差押え段階の証拠収集の範囲と公判段階での証拠の関連性が認められる範囲とのつながりないし重なり合いの程度は、我が国の方がアメリカよりもかなり強いと言えるであろう。これらに照らせば、公判段階での証拠の関連性の概念について、我が国の学説判例が、この概念の導入以降、これを搜索差押えの証拠収集範囲の規制概念としても用いるようになったことには、アメリカとは異なる合理性があり、むしろ自然かつ妥当なことであったと思われる。

したがって、重要なことは、「関連性」を公判のみならず搜索差押え段階における証拠収集範囲の規制概念として用いることを前提としつつ、その関連性とは、搜索差押え段階において裁判官や捜査官に求められるのは基本的に関連性の「蓋然性」の判断であり、犯罪の内容・性質・規模や捜査の発展段階によって、その要求水準や個々の対象物の該当性の判断は具体的事案に則して様々であり、かつ変化し得るものであることについての理解を共有することではないかと思われ、このような理解を深める上でも、本稿で紹介したアメリカの連邦裁判所の諸判例には参考とすべきものが少なくないであろう。

本稿がこれらの共通認識の形成や、複雑・大規模事件の真相解明と、搜索差押えを受ける相手方に対するプライバシー等の権利侵害を必要最小限に留めるべき要請とを調和させた適切な搜索差押えの実務の運用の検討を進める上での一助となり得るものであれば望外の喜びである。

(完)